

函館市地域会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月6日

函館市長 工 藤 壽 樹

### 函館市条例第5号

#### 函館市地域会館条例の一部を改正する条例

函館市地域会館条例（平成16年函館市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号および第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号から第11号までを3号ずつ繰り上げ、第12号を削り、第13号を第9号とし、第14号を第10号とし、第15号および第16号を削り、第17号を第11号とし、第18号から第22号までを6号ずつ繰り上げる。

#### 別表第1中

|           |              |    |
|-----------|--------------|----|
| 函館市小安中央会館 | 函館市小安町717番地1 | を  |
| 函館市汐首東会館  | 函館市汐首町67番地2  |    |
| 函館市汐首東会館  | 函館市汐首町67番地2  | に、 |
| 函館市弁才町会館  | 函館市弁才町274番地2 | を  |
| 函館市泊町会館   | 函館市泊町32番地    |    |
| 函館市館町会館   | 函館市館町83番地    |    |

|           |                    |    |
|-----------|--------------------|----|
| 函館市弁才町会館  | 函館市弁才町 2 7 4 番地 2  | に、 |
| 函館市女那川会館  | 函館市女那川町 1 番地先      | を  |
| 函館市古武井会館  | 函館市古武井町 1 5 0 番地 4 |    |
| 函館市女那川会館  | 函館市女那川町 1 番地先      | に、 |
| 函館市柏野会館   | 函館市柏野町 3 1 番地 2    | を  |
| 函館市新八幡町会館 | 函館市新八幡町 7 1 番地 1   |    |
| 函館市銚子会館   | 函館市銚子町 4 6 番地 2    |    |
| 函館市柏野会館   | 函館市柏野町 3 1 番地 2    | に  |

改める。

別表第 2 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第 2 から別表第 5 まで 削除

別表第 1 0 および別表第 1 1 を次のように改める。

別表第 10 および別表第 11 削除

別表第 1 7 および別表第 1 8 を次のように改める。

別表第 17 および別表第 18 削除

別表第 2 1 から別表第 2 3 までを次のように改める。

別表第 21 から別表第 23 まで 削除

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。